

改正された 岡山県種めす豚貸付要領

家畜の改良増殖は日ごとに伸展しています。このうち種めす豚は昭和36年度から適地の農業協同組合を選定してヨークシャー種めす豚10頭をセットとし貸付け、優良種豚の生産、改良増殖を図っておりますが、この貸付要領が全面的に改正されております。

また貸付規則についても、特に種めす豚の取扱は異なっていますので、その主な点を上げてみましょう。

- ①貸付期間は種めす豚について2年とする。なお貸付期間を延長したい場合は、貸付期間満了の2ヵ月前までに延長を申請することができる。
- ②借受種めす豚が分娩したときは10日以内に分娩報告をする。
- ③返納については、貸付期間中に種めす豚が子豚を生産したとき、生産した登記めす子豚2頭を母豚にかえて返納する。
- ④右の返納される子豚は、事業が当初の計画どおり遂行されている農業協同組合に返納子豚のうち1頭を経営規模拡大のために再貸付し、他の1頭は豚の生産改良基地を拡充し、その地域の養豚振興を図るために、その農業協同組合に有償で払下げる。
- ⑤そのほか、家畜貸付申請書およびこれに添付する関係書類、ならびに爾後申請または報告書の書式も改正されているので申請、報告のさいには居住地を所轄する農林事務所へ照会すること

岡山県種めす豚貸付要領

岡山県家畜貸付規則により貸付を行なう種めす豚の貸付基準ならびに飼育管理基準および家畜貸付申請書に添付すべき書類は下記によるものとする。

A 貸付基準

- ①めす豚を貸付する団体等は、主として農業協同組合とする。
- ②畑地率30%以上で甘藷、馬鈴薯等の作付率が高く、飼料を50%以上自給可能な地域の団体等を優先す

る。

- ③団体等を管轄する市町村または、団体等に具体的養豚振興計画のあるものを優先する。
- ④種めす豚を借り受けた団体等は、次の事項による事業を推進するものとする。
 - (イ) 豚の生産改良基地として、種豚登録事業を推進し、優良種豚の生産配付を行ない、5ヵ年後に1戸平均常時20頭以上の飼育農家を100戸以上造成し、その地域内の常時飼育頭数を2,000頭以上とする。
 - (ロ) 生産した子豚のうち優良なものを登記して種豚にするため、少なくとも20%程度を育成保留するようにつとめ、肉用もと豚にした雄は去勢し、肉豚は原則として枝肉市場へ共同出荷する。
 - (ハ) 養豚経営技術の改善合理化につとめ養豚担当技術者を設置し、適宜講習講話会等を開催する。
 - (ニ) 畑作改善により自給飼料の増産を図り、飼料調整機械等を整備し、共同利用を促進する。
 - (ホ) 種めす豚の飼育管理を委託した農家に対し、養豚に関する施設資金等を優先的に融資し、施設の改善合理化を推進する。
 - (ヘ) 飼料、もと豚等生産資材の共同購入、肉豚の共同出荷等に要する施設および機構を整備し、流通対策の改善合理化につとめる。
- ⑤団体等が、種めす豚の飼育管理を委託する者の資格は次のとおりです。
 - (イ) 養豚の経験を有し、その技術優秀と認められる者
 - (ロ) 飼料を成豚1頭当り年間700kg(乾物量)以上自給できる者
 - (ハ) 豚の改良意欲が旺盛で、善良な飼育管理をすると認められる者
 - (ニ) 食豚経営調査の記帳能力を有する者

B 飼育管理基準

①施設

- (イ) 豚房は、通風彩光よく、成豚1頭につき約5平方メートル以上の広さで、床はコンクリー

岡山畜産便り 1963.05・06

トとし、糞尿を分離して尿溜を設け、分娩および哺乳に備えた衛生的構造とする。

- (ロ) 運動場は、豚房の広さの5倍以上のものを設ける。
- (ハ) 成豚1頭につき、直径1.2m、深さ1.2m程度のサイロ1基以上と、3.3㎡以上の広さのたい肥舎を設ける。

②種付け

初産の種付けは、生後10ヵ月以上で、体重110kg以上になったものについて行ない、1ヵ年間に2回分娩させることを標準とする。

③哺乳

哺乳期間は約60日とし、子豚体重が12kg以上で離乳するものとする。

④飼料給与

飼料は調整のうえ、粉餌または練餌として1日

2回以上給与し、発育標準ならびに飼料給与標準は別表のとおりとする。

⑤運動および手入れ

種めす豚は適当な運動および手入れを実施するものとする。

⑥登録および登記

種めす豚は、初産子豚の離乳前に登録検査を受け、生産された子豚の登記は哺乳中に実施する。

⑦疾病予防

種めす豚は、細心の注意をもって衛生的に管理し、予防注射、駆虫などを実施して常に疾病予防に留意し、異常を認めたときは直ちに家畜保健衛生所、たまは獣医師に連絡して適当な処置をとる。

(別表)

A 種豚の発育標準

月令	生後1ヵ月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	成豚
体重	6.0kg ~8.5	12.0 ~17.0	20.0 ~25.0	30.0 ~35.0	40.0 ~50.0	55.0 ~65.0	70.0 ~80.0	85.0 ~95.0	100.0 ~110.0	115.0 ~125.0	130.0 ~140.0	145.0 ~155.0	200.0 ~250.0

(生後10ヵ月) $\frac{\text{胸囲}}{\text{体重}} = 90 \sim 95\%$

B 飼料給与標準

(i) 繁殖豚育成の場合

月令	標準体重	飼料給与日量(風乾量)		青草給与日量(生草)	給与飼料中の栄養価		飼料給与回数	飼料を食いつくす時間
		体重に対する%	日量		可消化粗蛋白%	可消化養分総量%		
生後ヵ月	kg	%	kg	kg	%	%	回	分
2	13	5.0	0.4~0.6	0.1~0.2	12~16	70~77	4~5	3~5
3	20	4.5	0.7~0.9	0.2~0.3				
4	30	4.3	1.0~1.2	0.3~0.4				
5	42	4.0	1.3~1.6	0.4~0.5	10~14	70~73	3	5~7
6	55	3.8	1.7~2.0	0.5~0.6				
7	69	3.5	2.0~2.3	0.6~0.7				
8	84	3.3	2.5~2.7	0.7~0.8	9~12	65~72	2~3	5~10
9	99	3.0	2.7~3.0	1.0				
10	113	2.8	2.9~3.2	1.0				
11	126	2.5	3.0~3.3	1.0				
12	138	2.2	3.0~3.3	1.0				

給与日量 = (月令 - 1) × 375g として生後8ヵ月以後は188gずつ増す簡便法がある。

(甲) 妊娠していない繁殖めす豚 (維持飼料)

体 重	飼料給与日量 (風乾量)		給与飼料の栄養価			給与 回数
	給与日量	体 重	D. C. P	T. D. N		
kg 貫	kg	%	%	%		
130 (35)	1.8~2.0	1.5~1.6	9~12	65~72	2回	
150 (40)	2.0~2.2					
170 (45)	2.2~2.4					
190 (50)	2.4~2.6					
205 (55)	2.6~2.8					
225 (60)	2.8~3.0	1.3~1.4				

(イ) 妊娠豚の場合

体 重	初産の場合		第 2 産		備 考
	妊娠前半	妊娠後半	妊娠前半	妊娠後半	
kg 貫	kg	kg	kg	kg	
130(35)	2.3~2.6	2.5~2.8	2.2~2.4	2.3~2.6	D C P % 9~12
150(40)	2.6~2.9	2.8~3.1	2.4~2.6	2.6~2.9	
170(45)	2.9~3.1	3.1~3.4	2.6~2.9	2.9~3.1	
190(50)	3.1~3.4	3.4~3.6	2.9~3.1	3.1~3.4	T D N % 65~72
205(55)	3.4~3.6	3.6~3.9	3.1~3.4	3.4~3.6	
225(60)	3.6~3.9	3.9~4.2	3.4~3.6	3.6~3.9	

(備考) 妊娠後半は1日3回給与とする。
妊娠中は、維持飼料に対し、初産の場合3~4割増、
第2産以降は2~3割増とする。しかし第2産以降で
は妊娠前半は維持飼料だけでもよい。

(ニ) 子付母豚の場合

母豚体重	子豚数 産 次	7頭	8頭	9頭	10頭
		kg	kg	kg	kg
150 (40)	初 産	4.8	5.2	5.6	5.9
	第2産以降	4.4	4.8	5.2	5.6
170 (45)	初 産	5.1	5.5	5.8	6.2
	第2産以降	4.6	5.0	5.4	5.7
190 (50)	初 産	5.3	5.7	6.0	6.4
	第2産以降	4.8	5.2	5.6	5.9
205 (55)	第2産以降	5.0	5.4	5.7	6.1
225 (60)	第2産以降	5.2	5.6	5.9	6.3
給与飼料の栄養価		D. C. P		12~14%	
		T. D. N		65~72%	

(備考) 分べん直後の2~3日間は癒湯を少量与えるだけとし、3~4日目から徐々に増量する。
すなわち前記の基準を1.0として分べん後
3~10日 0.9 11~30日 1.3~1.4
31~45日 1.0 46~60日 0.6
として給与する。

(ホ) 種牡豚に対する飼料給与基準

区 分	体 重	飼料給与日量 (風乾量)		給与飼料の栄養価	
		休止期	交配期	D. C. P	T. D. N
生長中ものも (生後満2年 以内のもの)	kg 貫	kg	kg	D. C. P % 10~14	T. D. N % 65~73
	130(35)	2.1~2.3	2.4~2.6		
	150(40)	2.4~2.6	2.8~3.0		
	170(45)	2.7~2.9	3.1~3.3		
	190(50)	3.0~3.2	3.5~3.7		
	205(55)	3.3~3.5	3.9~4.1		
成熟したもの (生後満2年 以上のもの)	170(45)	2.0~2.2	2.6~2.8	D. C. P % 9~12	T. D. N % 65~73
	190(50)	2.3~2.5	2.9~3.1		
	205(55)	2.5~2.7	3.1~3.4		
	225(60)	2.8~3.0	3.5~3.7		
	245(65)	3.0~3.2	3.8~4.0		